

令和3年第12回(10月) 上越市選挙管理委員会臨時会

1 日 時 令和3年10月18日(月)午前10時

2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 403会議室

3 付議事項

議案第80号 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の抹消について

議案第81号 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録について

議案第82号 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について

議案第83号 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の変更について

議案第84号 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

議案第85号 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

議案第86号 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者の職務代理者選任について

4 協 議

協議1 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票計画について

協議2 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

協議3 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票立会人の選任について

5 報告事項

- 報告 1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙立候補予定者の届出関係書類の事前審査の終了について
- 報告 2 第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所入場券の郵送について
- 報告 3 第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前・不在者投票、投票、検収、開票事務要領について
- 報告 4 専決処分した内容について

6 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 3 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「みんなのために いっしょにとようひょうしよう」 美守小学校 3 年 伊藤 楓さん

議案第 80 号 第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 3 年 10 月 18 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 3 年 10 月 1 日 から 令和 3 年 10 月 17 日 の間の	死亡者数 A	40	43	83
	転出者数 B	57	49	106
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		97	92	189

議案第 81 号 第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により、次のとおり令和 3 年 10 月 31 日執行予定の第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録を行う。

令和 3 年 10 月 18 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 3 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,667	81,527	159,194
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	299	294	593
今回定時登録における新規登録者数 F	359	291	650
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	77,727	81,524	159,251

議案第 82 号 第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について

第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う令和 3 年 10 月 18 日現在の選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	159,251 人
2	選挙権を有する者の総数	50 分の 1 の数 3,186 人
3	選挙権を有する者の総数	6 分の 1 の数 26,542 人
4	選挙権を有する者の総数	3 分の 1 の数 53,084 人

(10 月 18 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律 第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求(副市長、選管委員、監査委員)	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項	〃

議案第 83 号 第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の変更について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を次のとおり変更する。

1 変更する投票所

投票区		投票所となる施設	
		変更前	変更後
合併前上越市	第 57 投票区	谷浜・桑取地区公民館	たにはま保育園
頸城区	第 7 投票区	玄僧公民館	大蒲生田公民館

(10 月 19 日告示予定)

議案第 84 号 第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び第 3 項、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 1 のとおり選任する。

(10 月 19 日告示予定)

- ※ 期日前投票所の投票管理者は、上越市の課長級又は副課長級職員の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により課長級又は副課長級職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者も同様の取扱いとする。

議案第 85 号 第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙投票所における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙投票所における投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び第 3 項、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 2 のとおり選任者を変更する。

(10 月 19 日告示予定)

議案第 86 号 第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者の職務代理者選任について

第 49 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における上越市開票区の開票管理者の職務代理者について、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり選任してよいか協議する。

- 1 小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
職務代理者 渡邊 守
- 2 比例代表選出議員選挙
職務代理者 佐藤 丈夫

(10 月 19 日告示予定)

協議1 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票計画について

令和3年10月31日執行予定の第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票を正確かつ公正に行うため、次のとおり開票計画を取りまとめ、関係事務を進めることとしてよいか協議する。

1 開票計画 別紙3のとおり

開票開始時刻

午後9時（前回：午後9時）

開票終了時刻

衆議院小選挙区選出議員選挙	午後23時50分（前回：午後11時45分）
衆議院比例代表選出議員選挙	午前0時30分（前回：午前0時14分）
最高裁判所裁判官国民審査	午前0時50分（前回：午前0時45分）
上越市長選挙	午後23時50分（前回：午後11時30分）
上越市議会議員補欠選挙	午前1時40分

※ 開票速報については、衆議院小選挙区選出議員選挙、上越市長選挙、午後10時から30分間隔で開票終了まで行う。

協議2 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の期日前投票所の投票立会人の選任について

令和3年10月31日執行予定の第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第38条第1項の規定により、別紙4のとおり選任してよいか協議する。

（10月19日選任・通知予定）

協議3 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票立会人の選任について

令和3年10月31日執行予定の第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第38条第1項の規定により、別紙5のとおり選任してよいか協議する。

(10月19日選任・通知予定)

報告1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙投票所の届出関係書類の事前審査の終了について

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙投票所の立候補予定者に対する届出関係書類の事前審査について、次のとおり終了したことを報告する。

1 事前審査の期間

令和3年10月8日（金）から10月12日（火）

2 最終の審査完了日

令和3年10月12日（火）

報告2 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙投票所における投票所入場券の郵送について

令和3年10月31日執行予定の第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所入場券の郵送について、10月13日（水）に郵便局に引渡し、19日（火）までに各世帯に郵送予定であることを報告する。

報告3 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前・不在者投票、投票、検収、開票事務要領について

令和3年10月31日執行予定の第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の各種事務を正確かつ公正に行うため、期日前・不在者投票、投票、検収、開票にかかる事務要領を次のとおり取りまとめ、関係事務を進めていることを報告する。

1 関係事務要領 別紙6のとおり

報告4 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告示

告示番号	告示日	件名
24	令和3年10月8日	選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について
25	令和3年10月8日	ポスター掲示場の使用日の指定について
26	令和3年10月12日	令和3年第12回(10月)上越市選挙管理委員会臨時会の開催について